

通達甲（生．少育．保）第7号
平成14年7月5日
存 続 期 間

各 所 属 長 殿

生 活 安 全 部 長
刑 事 部 長

警視庁情報管理システムによる行方不明者、身元不明死体等登録業務運用要綱の
制定について

〔沿革〕 平成16年 2月 通達甲（生．少育．保）第1号
18年 4月 同（副監．総．情．企1）第9号
20年 12月 同（生．総．教）第6号
22年 3月 同（監．生．少育．保）第8号
25年 3月 同（副監．刑．鑑．検1）第7号
27年 3月 同（副監．警．人1．庶）第8号、7月同（副監．生．少事．
指2）第19号
28年 9月 同（副監．総．企．組）第15号改正

このたび、別添のとおり、警視庁情報管理システムによる家出人、身元不明死体等登録
業務運用要綱を制定し、平成14年7月10日から実施することとしたから、運用上誤りの
ないようにされたい。

おって、警視庁警察情報管理システムによる家出人手配登録等運用要綱の制定について
（平成9年12月22日通達甲（生．少1．家出）第4号）は、廃止する。

記

第1 制定の趣旨

家出人と身元不明死体との照合を警視庁情報管理システムにより自動的に行えるよう
にするなど業務の効率化を図り、もって家出人の発見活動に資するため、新たに要綱を
制定するものである。

第2 制定の要点

- 1 身元不明死体の登録を警視庁情報管理システムにより行うこととし、従来手作業
で行われてきた家出人票及び身元不明死体票の作成を自動作成とした。

- 2 家出人の登録事項の拡充を図った。

別添

警視庁情報管理システムによる行方不明者、身元不明死体等登録業務運用要綱

第1 目的

この要綱は、警視庁情報管理システムによる行方不明者、身元不明死体等登録業務の適正かつ効率的な運用を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 準拠

行方不明者、身元不明死体等の登録業務（以下「登録業務」という。）の運用については、警視庁行方不明者発見活動規程（平成22年3月31日訓令甲第13号。以下「発見活動規程」という。）、警視庁行方不明者発見活動規程の運用について（平成22年3月31日通達甲（生・少育・保）第2号）、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律等の運用について（平成25年3月21日通達甲（刑・鑑・検1）第3号）、警視庁警察情報管理システムによる照会業務等運営要綱（平成9年10月13日通達甲（副監・総・情・照）第18号。以下「照会業務等運営要綱」という。）、警視庁情報管理システム運用要綱（平成18年4月14日通達甲（副監・総・情・企1）第8号。以下「システム運用要綱」という。）等に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

第3 用語の定義

この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

- 1 所属端末装置とは、システム運用要綱に定める端末装置のうち、登録業務に使用する端末装置をいう。
- 2 登録ファイルとは、行方不明者手配ファイル、迷い人ファイル、身元不明死体ファイル及び逃走車両ファイルをいう。
- 3 行方不明者手配ファイルとは、照会業務等運営要綱に定める行方不明者手配ファイルをいう。
- 4 迷い人ファイルとは、生活の本拠を離れ、その身元が明らかでない、幼児、痴呆性高齢者、知的障害者、言葉が不自由な者、記憶喪失者、事故遭遇者で意識不明のもの等（以下「迷い人」という。）のファイルをいう。
- 5 逃走車両ファイルとは、照会業務等運営要綱に定める逃走車両ファイルをいう。
- 6 行方不明者使用車両とは、行方不明者、精神病院の管理者から探索依頼を受けている無断退去者（以下「精神病院無断退去者」という。）、少年院若しくは少年鑑別所の長から連戻援助請求を受けている連れ戻すべき者（以下「少年施設連戻対象者」という。）又はそれらの同伴者が使用していると認められる車両をいう。

- 7 登録所属とは、第5に定める登録所属をいう。
- 8 登録事項とは、登録ファイルに記録する情報をいう。
- 9 再登録とは、行方不明者届を受理した日から10年を経過しても第7の1の(1)に掲げる削除の登録事由に該当するに至らなかった場合において、再度登録を行う必要があるときに行う登録をいう。
- 10 行方不明者汎用照会とは、所属端末装置を操作して行方不明者手配ファイルを利用することをいう。
- 11 迷い人等汎用照会とは、所属端末装置を操作して迷い人ファイル及び身元不明死体ファイルを利用することをいう。
- 12 自動照合とは、定期的に、迷い人ファイルと行方不明者手配ファイル（少年施設連戻対象者を除く。）又は身元不明死体ファイルと行方不明者手配ファイルを照合させることをいう。
- 13 行方不明者とは、行方不明者発見活動に関する規則（平成21年国家公安委員会規則第13号）に規定する行方不明者のうち、精神病院無断退去者及び少年施設連戻対象者以外のものをいう。
- 14 受理署長とは、行方不明者届を受理した警察署長をいう。
- 15 保護署長とは、迷い人を保護した警察署長をいう。
- 16 取扱署長とは、身元不明死体を取り扱った警察署長をいう。

第4 登録業務の運用体制

1 登録所属

- (1) 登録所属の長は、登録業務運用責任者として、登録業務の運用に関する事務を総括するものとする。
- (2) 登録業務を担当する情報管理者（システム運用要綱に定める情報管理者をいう。以下同じ。）は、登録業務運用担当者として、登録業務運用責任者を補佐し、登録業務を担当する職員を指揮監督して登録業務を適正に実施するとともに、個人情報の保護に努めるものとする。

2 警察署

- (1) 警察署長は、情報管理責任者（システム運用要綱に定める情報管理責任者をいう。以下同じ。）及び登録業務を担当する情報管理者を指揮監督し、登録業務の適正な運用を図るものとする。
- (2) 前(1)の情報管理者は、警察署長及び情報管理責任者を補佐し、登録業務を担当する職員を指揮監督して登録業務を適正に実施するとともに、個人情報の保護に努めるものとする。

第5 登録対象及び登録所属

登録対象及び登録所属は、次表のとおりとする。

登録対象者	登録対象車両	登録所属
行方不明者	行方不明者又はその同伴者が使用していると認められる車両	生活安全総務課
精神病院無断退去者	精神病院無断退去者又はその同伴者が使用していると認められる車両	生活安全総務課
少年施設連戻対象者	少年施設連戻対象者又はその同伴者が使用していると認められる車両	少年事件課
迷い人	＼	生活安全総務課
身元不明死体	＼	鑑識課

第6 登録

1 行方不明者の登録

- (1) 警察署長は、行方不明者の行方不明者届があった場合は、迷い人等汎用照会を実施し、該当がなかったときは、発見活動規程に定めるところにより受理し、所属端末装置により登録事項（特異行方不明者については別表第1、その他の行方不明者については別表第2）の仮登録を行うものとする。この場合において、警視庁行方不明者発見活動規程の運用について（平成22年3月31日通達甲（生・少育・保）第2号）別記様式第2号の「行方不明者届受理票（1枚目）」（以下「受理票（甲）」という。）及び（2枚目）（以下「受理票（乙）」という。）を直ちに電話ファクシミリにより生活安全総務課長に送信するとともに、事後速やかにこれらの写しを送付すること。
- (2) 生活安全総務課長は、受理署長から電話ファクシミリにより送信された受理票（甲）及び受理票（乙）の写しに基づき、仮登録の内容を確認し、所属端末装置により登録事項（別表第1又は別表第2）の登録を行うものとする。

2 精神病院無断退去者又は少年施設連戻対象者の登録

- (1) 警察署長は、精神病院無断退去者又は少年施設連戻対象者の行方不明者届があった場合は、迷い人等汎用照会を実施し、該当がなかったときは、受理票（甲）及び受理票（乙）を作成し、所属端末装置により画像データの仮登録を行うものとする。この場合において、受理票（甲）及び受理票（乙）を、精神病院無断退去者については生活安全総務課長に、少年施設連戻対象者については少年事件課長に直ちに電話ファクシミリにより送信するとともに、事後速やかにこれらの写しを送付するこ

と。

- (2) 生活安全総務課長及び少年事件課長は、受理署長から電話ファクシミリにより送信された受理票（甲）及び受理票（乙）の写しに基づき、所属端末装置により登録事項（別表第1）の登録を行うものとする。

3 迷い人の登録

- (1) 保護署長は、行方不明者汎用照会を実施し、該当がなかったときは、当該迷い人を福祉事務所等の関係機関に引き継いだ後において、所属端末装置により登録事項（別表第3）の仮登録を行うとともに、直ちに電話ファクシミリにより迷人票を生活安全総務課長に送信するものとする。
- (2) 生活安全総務課長は、保護署長から電話ファクシミリにより送信された迷人票の写しに基づき、仮登録の内容を確認し、所属端末装置により登録事項（別表第3）の登録を行うものとする。

4 行方不明者使用車両の登録

- (1) 受理署長は、行方不明者使用車両の登録を必要と認めたときは、電話により登録所属の長に通報するものとする。
- (2) 前(1)の通報を受けた登録所属の長は、次により登録を行うものとする。
 - ア 行方不明者届を受理するときに登録事項（別表第4）が判明していた場合は、受理署長から電話ファクシミリにより送信された受理票（甲）の写しに基づき、登録事項（別表第4）を所属端末装置により登録するものとする。
 - イ 行方不明者届を受理した後に登録事項（別表第4）が判明した場合は、電話による通報に基づき、登録事項（別表第4）を所属端末装置により登録するものとする。

5 身元不明死体の登録

- (1) 取扱署長は、行方不明者汎用照会を実施し、該当がなかったときは、死体取扱報告書等（「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律等の運用について」に定める死体取扱報告書、現場観察メモ及び検視（死体調査）メモをいう。以下同じ。）に基づき、登録事項（別表第5）の仮登録を行うとともに、直ちに文書管理総合システムにより鑑識課長に通報するものとする。
- (2) 鑑識課長は、死体取扱報告書等に基づき仮登録の内容を確認し、所属端末装置により登録事項（別表第5）の登録を行うものとする。

第7 削除の登録

1 削除の登録事由

- (1) 行方不明者、精神病院無断退去者及び少年施設連戻対象者の削除の登録は、次のいずれかに該当することとなったときに行うものとする。
 - ア 行方不明者、精神病院無断退去者又は少年施設連戻対象者が発見されたとき。

イ 行方不明者、精神病院無断退去者又は少年施設連戻対象者の死亡が確認されたとき。

ウ その他登録の必要がなくなったとき。

(2) 迷い人の削除の登録は、次のいずれかに該当することとなったときに行うものとする。

ア 迷い人の身元が確認されたとき。

イ 迷い人の死亡が確認されたとき。

ウ その他登録の必要がなくなったとき。

(3) 行方不明者使用車両の削除の登録は、次のいずれかに該当することとなったときに行うものとする。

ア 行方不明者使用車両を使用していないことが判明したとき。

イ 行方不明者使用車両が発見されたとき。

ウ 行方不明者、精神病院無断退去者若しくは少年施設連戻対象者が発見され、又はこれらの死亡が確認されたとき。

エ その他登録の必要がなくなったとき。

(4) 身元不明死体の削除の登録は、次のいずれかに該当することとなったときに行うものとする。

ア 身元不明死体の身元が確認されたとき。

イ その他登録の必要がなくなったとき。

2 行方不明者の削除の登録

(1) 受理署長は、行方不明者が前 1 の(1)の削除の登録事由に該当する場合は、所属端末装置により登録事項（別表第 6）の仮登録を行うとともに、直ちに電話により生活安全総務課長に通報するものとする。

(2) 前(1)の通報を受けた生活安全総務課長は、仮登録の内容を確認し、所属端末装置により登録事項（別表第 6）の登録を行うものとする。

3 精神病院無断退去者又は少年施設連戻対象者の削除の登録

(1) 受理署長は、精神病院無断退去者又は少年施設連戻対象者が前記 1 の(1)の削除の登録事由に該当する場合は、直ちに電話により登録所属の長に通報するものとする。

(2) 前(1)の通報を受けた登録所属の長は、所属端末装置により登録事項（別表第 6）の登録を行うものとする。

4 迷い人の削除の登録

(1) 保護署長は、迷い人が前記 1 の(2)の削除の登録事由に該当する場合は、直ちに電話により生活安全総務課長に通報するものとする。

(2) 前(1)の通報を受けた生活安全総務課長は、所属端末装置により登録事項（別表第 7）の登録を行うものとする。

5 行方不明者使用車両の削除の登録

- (1) 受理署長は、行方不明者使用車両が前記 1 の(3)の削除の登録事由に該当する場合は、直ちに電話により登録所属の長に通報するものとする。
- (2) 前(1)の通報を受けた登録所属の長は、所属端末装置により登録事項（別表第 8）の登録を行うものとする。

6 身元不明死体の削除の登録

- (1) 取扱署長は、身元不明死体が前記 1 の(4)の削除の登録事由に該当する場合は、所属端末装置により登録事項（別表第 9）の仮登録を行うとともに、直ちに文書管理総合システムにより鑑識課長に通報するものとする。
- (2) 前(1)の通報を受けた鑑識課長は、仮登録の内容を確認し、所属端末装置により登録事項（別表第 9）の登録を行うものとする。

第 8 修正又は追加の登録

1 行方不明者、精神病院無断退去者若しくは少年施設連戻対象者の修正又は追加の登録

- (1) 受理署長は、登録事項（別表第 1 又は別表第 2）に修正し、又は追加すべき事由が生じた場合は、直ちに電話により登録所属の長に修正又は追加の登録事項を通報するものとする。ただし、特異行方不明者に該当しない行方不明者について、登録事項（別表第 1）に追加すべき事由が生じたときは、行方不明者届を受理してから 1 か月を経過した後、速やかに生活安全総務課長に追加の登録事項を通報するものとする。
- (2) 前(1)の通報を受けた登録所属の長は、所属端末装置により修正又は追加の登録を行うものとする。

2 迷い人の修正又は追加の登録

- (1) 保護署長は、登録事項（別表第 3）に修正し、又は追加すべき事由が生じた場合は、直ちに電話により生活安全総務課長に修正又は追加の登録事項を通報するものとする。
- (2) 前(1)の通報を受けた生活安全総務課長は、所属端末装置により修正又は追加の登録を行うものとする。

3 行方不明者使用車両の修正又は追加の登録

- (1) 受理署長は、登録事項（別表第 4）に修正し、又は追加すべき事由が生じた場合は、直ちに電話により登録所属の長に修正又は追加の登録事項を通報するものとする。
- (2) 前(1)の通報を受けた登録所属の長は、所属端末装置により修正又は追加の登録を行うものとする。

4 身元不明死体の修正又は追加の登録

- (1) 取扱署長は、登録事項（別表第 5）に修正し、又は追加すべき事由が生じた場合

は、所属端末装置により修正又は追加の仮登録を行うとともに、直ちに電話により鑑識課長に修正又は追加の登録事項を通報するものとする。

- (2) 前(1)の通報を受けた鑑識課長は、所属端末装置により修正又は追加の登録を行うものとする。

第9 登録の要否の確認及び再登録

1 登録の要否の確認

- (1) 生活安全総務課長は、行方不明者届を受理した月を基準として経過年ごとに、当該月に該当する行方不明者又は精神病院無断退去者の一覧表を出力し、毎月1回、該当する受理署長に連絡するものとする。
- (2) 前(1)の連絡を受けた受理署長は、当該一覧表に係る行方不明者及び精神病院無断退去者について登録の要否を確認した結果、第7の1の(1)の削除の登録事由に該当する場合は、同第7の2又は3に定めるところにより削除の登録を行うものとする。

2 行方不明者届受理票の作成

受理署長は、前1の(2)の確認の結果、行方不明者届を受理した日から10年を経過しようとするものについて再登録の必要を認めた場合は、新たに受理票(甲)及び受理票(乙)を作成し、新たに判明した登録事項(修正するものを含む。)があれば記入すること。

なお、作成した受理票(甲)の左上部欄外に「再」と記入すること。

3 再登録

(1) 行方不明者の再登録

行方不明者の再登録は、前記第7の2に定めるところにより削除の登録を行った後、前記第6の1に定めるところにより登録を行うものとする。

(2) 精神病院無断退去者又は少年施設連戻対象者の再登録

精神病院無断退去者又は少年施設連戻対象者の再登録は、前記第7の3に定めるところにより削除の登録を行った後、前記第6の2に定めるところにより登録を行うものとする。

第10 自動照合結果に伴う身元解明作業

1 生活安全総務課長が行う自動照合

生活安全総務課長は、自動照合の結果を所属端末装置により受信し、関係する警察署長と共に該当者の身元解明作業を行うものとする。

2 取扱署長が行う自動照合

取扱署長は、自動照合の結果を所属端末装置により受信し、受理署長と共に身元解明作業を行うものとする。

第11 資料の管理等

- 1 受理票(甲)及び受理票(乙)の写しの送付は、文書集配便によるものとする。

- 2 電話ファクシミリにより送信された受理票（甲）及び受理票（乙）の写しについては事後に送付される受理票（甲）及び受理票（乙）の写しを収受した後、電話ファクシミリにより送信された迷い人票の写しについては登録を行った後、速やかに廃棄するものとする。
- 3 所属端末装置により登録又は仮登録を行った際の出力資料は、その内容を審査した後、速やかに廃棄するものとする。ただし、身元不明死体の仮登録を行った際の出力資料及び死体取扱報告書等は、身元が判明するまでの間保存するものとする。

別表第1

登録事項

種別	登録事項
行方不明者情報	1 撮影年月日
	2 画像データ
	3 再登録の有無
	4 公表・非公表
	5 行方不明者種別
	6 受理年月日
	7 本籍・国籍
	8 住居
	9 職業
	10 カナ氏名
	11 漢字氏名
	12 異名
	13 生年月日
	14 性別
	15 血液型
	16 身長
	17 体重
	18 履物のサイズ
	19 身体特徴
	20 歯型
	21 体型
	22 眼鏡
	23 頭髪
	24 着衣
	25 履物
	26 カバンバック類

	27 時計 28 飾身具 29 所持品 30 行方不明年月日 31 原因・動機 32 記事 33 立ち回り都道府県 34 受理時間 35 行方不明時間 36 面型 37 顔色 38 歯科医院名 39 電話番号 40 所持金 41 運転免許番号 42 交付年月日 43 十指分類番号 44 立ち回り見込先 45 関係者名 46 行方不明者との関係 47 立ち回り見込地域 48 業種等 49 理由 50 受理署長の意見
同伴者情報	1 漢字氏名 2 関係 3 住居 4 職業 5 受理警察署 6 受理番号
届出人情報	1 住居 2 連絡先 3 関係 4 漢字氏名 5 発見時の措置 6 年齢 7 職業

別表第2

登録事項

種 別	登録事項
行方不明者情報	1 撮影年月日 2 画像データ 3 再登録の有無 4 公表・非公表 5 行方不明者種別 6 受理年月日 7 本籍・国籍 8 住居 9 職業 10 カナ氏名 11 漢字氏名 12 異名 13 生年月日 14 性別 15 血液型 16 身長 17 履き物のサイズ 18 身体特徴 19 行方不明年月日 20 原因・動機 21 記事
同伴者情報	1 漢字氏名 2 関係
届出人情報	1 住居 2 連絡先 3 関係 4 漢字氏名 5 発見時の措置

別表第3

登録事項

種 別	登録事項
迷い人情報	1 撮影年月日 2 画像データ 3 発見年月日 4 発見場所 5 本籍・国籍 6 住居 7 カナ氏名 8 漢字氏名 9 異名 10 生年月日 11 推定年齢 12 性別 13 血液型 14 身長 15 体重 16 身体特徴 17 体型 18 眼鏡 19 頭髪 20 歯型 21 着衣 22 カバンバック類 23 履物 24 履物のサイズ 25 時計 26 飾身具 27 所持品
引継情報	1 引継年月日時 2 引継先住居 3 引継先名称 4 連絡先 5 補充事項

別表第4

登録事項

種 別	登録事項
行方不明者使用車両情報	1 自動車区分 2 登録車両番号 3 車台番号 4 通称名 5 型式 6 塗色 7 手配番号 8 手配年月日 9 手配警察署 10 手配理由 11 発見時の措置 12 記事

別表第5

登録事項

種 別	登録事項
身元不明死体情報	1 取扱年月日 2 発見年月日 3 性別 4 身長 5 年齢 6 身体特徴 7 血液型 8 体型 9 着衣 10 かばん類 11 眼鏡 12 頭髪 13 履物 14 靴のサイズ 15 歯型 16 所持品

17	飾身具
18	時計
19	カナ氏名
20	漢字氏名
21	自称住居
22	発見場所
23	死亡場所
24	死因
25	犯罪容疑の有無
26	死亡又は死亡推定日時
27	所持金
28	面型
29	十指分類番号
30	立ち回り地域
31	発見時の状況
32	記事欄
33	画像データ

別表第6

登録事項

種 別	登録事項
行方不明者情報	1 発見年月日 2 発見警察署 3 解除理由

別表第7

登録事項

種 別	登録事項
迷い人情報	1 解除年月日 2 解除理由 3 住居 4 カナ氏名 5 漢字氏名 6 生年月日

別表第8

登録事項

種 別	登録事項
行方不明者使用車両情報	1 解除年月日 2 解除理由

別表第9

登録事項

種 別	登録事項
身元不明死体情報	1 行方不明者届受理の有無 2 発見場所 3 確認氏名 4 生年月日 5 確認年齢 6 本籍又は住居 7 確認の端緒 8 確認理由 9 確認年月日 10 解除理由